

[審査基準]

以下の審査基準は、

- ① 清須市の一部、江南市、一宮市、稲沢市、あま市、津島市、愛西市、弥富市、大治町、蟹江町及び飛島村の11市町村に、
- ② 動力を用いて、工業用に地下水を採取するための施設で、
- ③ 揚水機の吐出口の断面積が6cm²を超えるものを変更する場合について示す。

工業用水法（抜粋）

— 前略 —

（変更の許可）

第七条 第三条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、同項の許可を受けた井戸のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 第五条第一項及び第二項の規定は、前項の許可に準用する。

（許可の基準）

第五条 都道府県知事は、第三条第一項の許可の申請に係る井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

— 後略 —

注）法第7条の変更の許可は、変更前後とも技術上の基準に適合する（法第3条第1項の規定により許可を受けた井戸のストレーナーの位置を10m以浅でより浅くし、又は揚水機の吐出口の断面積を19cm²以内でより大きくする）場合のみに適用する。

技術上の基準

- ① ストレーナーの位置
地表面下10m以浅又は2,000m以深
- ② 揚水機の吐出口の断面積
19cm²以下